

令和 2 年 3 月 定例教育委員会 会議録

◇開 会	令和 2 年	3 月 2 7 日 (金)	午後	3 時 0 0 分
◇閉 会	令和 2 年	3 月 2 7 日 (金)	午後	6 時 2 9 分
◇会 場	3 F 「教育委員会会議室」			
◇出席者	教育委員会			
	・教育長		岸 田	隆 博
	・教育長職務代理者		深 田	俊 郎
	・教育委員		安 田	真 理
	・教育委員		横 山	真 弓
	・教育委員		出 町	慎
	・教育部長		藤 原	泰 志
	・教育部次長兼学校教育課長		足 立	正 徳
	・学事課長		前 川	孝 之
	・子育て支援課長		上 田	貴 子
	・文化財課長兼美術館副館長 兼中央図書館副館長		長 奥	喜 和
	・教育総務課長		足 立	勲
	・教育総務課庶務係長		芦 田	将 司

(岸田教育長)	<p>皆さん、こんにちは。ただいまから 3 月の定例教育委員会を開催いたします。</p> <p>会の進行上、発言の際には必ず氏名を名乗ってから発言いただきますようお願いいたします。</p>
日程第 1	<p style="text-align: center;">前回会議録の承認</p>
(岸田教育長)	<p>日程第 1、前回会議録の承認についてですが、2 月 2 1 日の定例教育委員会会議録の承認は、深田教育長代理職務者と横山委員にお願いいたしました。</p> <p>遅れましたが、横山委員は、5 分ほど遅れて来られますことを御了承ください。</p>
日程第 2	<p style="text-align: center;">会議録署名委員の指名</p>
(岸田教育長)	<p>日程第 2、本日の会議録の署名は、安田委員と出町委員にお願いいたします。</p>
日程第 3	<p style="text-align: center;">報告事項</p> <p style="text-align: center;">(1) 教育長報告</p>
(岸田教育長)	<p>日程第 3、報告事項に入ります。(1) 教育長報告に入ります。1 ページの行動報告に基づいて報告いたします。</p> <p>教育委員の皆様には、新型コロナウイルス感染症に伴う対応を決めるに当たり、5 回の臨時教育委員会を開催させていただき、いろいろな御意見を頂きましたこと、ありがとうございます。現時点では、特に問題なく、子ども達は春休みを迎えております。第 1 回目の臨時教育委員会は、2 月 2 8 日に開催させていただきました。国・県の要請を受け、3 月 3 日から 1 5 日まで臨時休業とするとともに、アフタースクールにつきましては、感染拡大防止の観点から閉所することを決定させていただきました。</p>

3月12日には、15日以降の対応を協議するため、臨時教育委員会を開催し、16日から23日まで臨時休業とすることといたしました。ただ、2週間の臨時休業により、児童生徒のストレスが溜まっていることや、未履修の対応という視点から、2日間を限度に登校日を設定することとしました。各校それぞれ工夫を凝らし、登校日を設け、対応いただきました。子ども達も友達との再会を喜んだようでございます。アフタースクールにつきましては、一定の制限を設け、開所いたしました。対象利用者数は866人、そのうち利用者は243人、28%の申し込みという結果となりました。

23日には、第5回の臨時教育委員会を開催し、25日以降の対応について協議をいただきました。卒業式につきましては、小学校が23日、中学校18日に実施し、小中学校とも晴天に恵まれ、無事終えることができました。26日付の丹波新聞に小学校の卒業式や修了式の様子が掲載されていましたが、各校ともよく工夫され、思い出に残る卒業式になったのではないかと思います。24日には、小中学校の修了式が行われ、全員元気に春休みを迎えました。

議会につきましては、本日、議案採決が行われ、一般会計予算及び補正予算等、教育委員会所管に関する案件につきましては、全て可決を頂いたところでございます。

簡単でございますが、報告は以上でございます。

ただいまの教育長報告につきまして、何か御質問はありませんでしょうか。特によろしいですか。

それでは、ないようですので、教育長報告を終わります。

(2) 寄附採納報告

(岸田教育長)

(2) 寄附採納報告についてお願いいたします。
足立教育総務課長。

(足立教育総務課長)

教育総務課長、足立です。今回の寄附採納報告は2件です。資料6ページでは、大路小学校に対しまして、JAバンク兵庫様よりカラープリンタートナーほかを、資料7ページでは、船城小学校に対しまして、同じくJAバンク兵庫様より探検バッグを、それぞれ寄附申し出があり、これをありがたく採納することといたしましたので、御報告申し上げます。

(岸田教育長)

報告が終わりました。何か御質問ありませんでしょうか。
なければ、寄附採納報告について終わらせていただきます。

(3) 行事共催・後援等報告

(岸田教育長)

続きまして、(3) 行事共催・後援等の報告について、お願いいたします。
足立教育総務課長。

(足立教育総務課長)

教育総務課長、足立です。行事共催・後援等の報告につきましては、資料8ページに掲載をしておりますとおり、第7回丹波市吹奏楽祭を始め、全部で9件です。今回の報告につきましては、全てが後援の依頼で、初めての後援依頼はありません。それぞれ丹波市教育委員会後援等名義使用許可に関する要綱に基づき、許可条件に適合し、特に問題がないため専決処分により許可をしたもので報告させていただきます。

なお、今回掲載の行事のうち、第7回丹波市吹奏楽祭、その下の第29

回山南招待中学校バレーボール大会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のために中止をされております。また、そこから二つ下の、第25回J Cカップジュニアサッカー大会、その下の第40回全日本学童丹波市大会につきましては、延期をされておりますことを御報告申し上げます。以上です。

(岸田教育長)

報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、何か御質問ありませんでしょうか。

特にないようですので、この項を終わらせていただきます。

(4) 丹波市行政組織及び教育委員会事務局組織の改編に伴う関係規程の整理に関する規程の制定について

(岸田教育長)

続きまして、(4) 丹波市行政組織及び教育委員会事務局組織の改編に伴う関係規程の整理に関する規程の制定についてお願いいたします。

足立教育総務課長。

(足立教育総務課長)

教育総務課長、足立です。丹波市行政組織及び教育委員会事務局組織の改編に伴う関係規程の整理に関する規程の制定について、御報告申し上げます。資料は9ページから11ページとなっています。

令和2年度からの行政組織改編により関係規程を改正するものであります。第1条の丹波市子ども読書活動推進会議設置規程、第2条の丹波市社会教育の推進に関する連絡協議会設置要綱につきましては、組織改編により組織名称が変更になることからの改正であります。第3条に掲げる丹波市特別支援保育検討委員会設置要綱ほか二つの規程につきましては、教育委員会部局から市長部局に事務が移管されるため、教育委員会規程を廃止するものであります。

以上、簡単ではございますが、丹波市行政組織及び教育委員会事務局組織の改編に伴う関係規程の整理に関する規程の制定についての説明とさせていただきます。

(岸田教育長)

説明が終わりました。何か御質問等ありませんでしょうか。よろしいですか。

(5) 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規程の整理に関する規程の制定について

(岸田教育長)

それでは、(5) 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規程の整理に関する規程の制定についてお願いいたします。

足立教育総務課長。

(足立教育総務課長)

教育総務課長、足立です。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規程の整理に関する規程の制定について、御報告申し上げます。資料は12ページから21ページまでとなっております。

令和2年度から、これまでの非常勤職員、臨時職員が法改正により会計年度任用職員に改められたことから、丹波市教育委員会事務局決裁規程ほか六つの規程について改正または廃止をするものであります。

改正内容につきましては、14ページ以降の新旧対照表を御覧いただきたいと思います。また、第6条では、丹波市嘱託指導主事等の勤務に関する内規及び丹波市教育委員会非常勤特別職の勤務に関する要綱を、制度移行となることから不要になり、廃止をするものでございます。

以上、簡単ではございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規程の整理に関する規程の制定についての説明とさせていただきます。

(岸田教育長)

説明が終わりました。何か御質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この項を終わります。

(6) 丹波市教育委員会非常勤特別職の勤務に係る要綱の特例に関する要綱の制定について

(岸田教育長)

続きまして、(6) 丹波市教育委員会非常勤特別職の勤務に係る要綱の特例に関する要綱の制定についてお願いいたします。

足立教育総務課長。

(足立教育総務課長)

教育総務課長、足立です。それでは、丹波市教育委員会非常勤特別職の勤務に係る要綱の特例に関する要綱の制定について御報告申し上げます。資料は22ページです。

今回の要綱制定は、新型コロナウイルス感染症に係る特別休暇を常勤職員及び非常勤一般職員に準じて設けるために制定するものです。丹波市教育委員会の非常勤特別職は、美術館長、図書館長がその職に該当しています。なお、この要綱は、令和2年3月3日から適用しますが、令和2年度から会計年度任用職員制度に移行することから、令和2年3月31日限りでその効力を失うという有効期限を設けています。

以上、簡単ではございますが、丹波市教育委員会非常勤特別職の勤務に係る要綱の特例に関する要綱の制定についての説明とさせていただきます。

(岸田教育長)

説明が終わりましたが、何か御質問ありますでしょうか。よろしいですか。

(7) 丹波市市島地域市立小学校統合検討委員会設置及び委員選出について

(岸田教育長)

それでは、続きまして、(7) 丹波市市島地域市立小学校統合検討委員会設置及び委員選出についてお願いいたします。

足立教育総務課長。

(足立教育総務課長)

教育総務課長、足立です。丹波市市島地域市立小学校統合検討委員会設置及び委員選出について、御報告を申し上げます。資料は23ページから27ページとなっています。23ページ、24ページは検討委員会設置要綱となっております。

この要綱は、令和2年4月1日から施行することとしております。要綱中、第2条の所掌事項としましては、市島地域5小学校の統合協議に関することとしており、この検討委員会では、統合についての是非を決定いただくこととしています。

次に、第3条に組織として、委員構成を定めています。委員会は、全体で28人以内として、学識経験者、各自治振興会、小学校・認定こども園の保護者、小学校教職員、認定こども園職員で構成をします。

第4条では、委員の任期として、第2条の所掌事項の協議終了までを任期と定めています。

次に、27ページを御覧ください。

先ほど御説明申し上げました設置要綱に基づき、令和2年3月9日付で自治振興会、小学校PTA、こども園保護者会等にこの依頼文により委員選出の依頼をさせていただいております。委員選出につきましては、4月10日までに各団体から御報告を頂き、5月には第1回目の検討委員会を開催したく考えております。

以上で、丹波市市島地域市立小学校統合検討委員会設置及び委員選出についての説明とさせていただきます。

(岸田教育長)

説明が終わりました。何かこの件について、御質問ありませんでしょうか。

出町委員。

(出町委員)

教育委員の出町です。この25ページ、26ページの委員の振り分けについて、認定こども園のいちじまこども園と、あいいくの丘で、保護者代表の定員が違うのですが、ここは、全体の割合で、そのような形になっているのか、お聞かせください。

(岸田教育長)

足立教育総務課長。

(足立教育総務課長)

教育総務課長、足立です。認定こども園いちじまと認定こども園あいいくの丘保護者の人数の違いですが、こども園を構成されている小学校区が認定こども園いちじまの場合は、3小学校区、そして、認定こども園あいいくの丘については、2小学校区であることから、小学校長会、あるいは認定こども園の園長との調整の中で、1小学校区1名をめどに選出をしたいというような調整の中で、こういった人数にさせていただいております。以上です。

(岸田教育長)

よろしいですか。ほかにありませんでしょうか。
なければ、この項を終わります。

(8) 丹波市教育委員会教育研究室運営に関する規程の一部を改正する規程の制定について

(岸田教育長)

続きまして、(8) 丹波市教育委員会教育研究室運営に関する規程の一部を改正する規程の制定について、お願いいたします。
足立次長兼学校教育課長。

(足立教育部次長兼学校教育課長)

次長兼学校教育課長の足立でございます。丹波市教育委員会教育研究室運営に関する規程の一部を改正する規程の制定について、御説明申し上げます。資料、28、29ページを御覧ください。新旧対照表を御参照いただけると一番分かりやすいと思っております。

この改正につきましては、平成2年度から三つの新しい教育研究室を設置するため、研究委員数につきましては、7人以内が適切な人数であり、ここ4年間はこの人数で進めていたためでございます。

「識見を有する者」を削除することにつきましては、研究員は教職員から選んでおり、教職員は識見を有する者と判断できるため削除しております。

「委嘱」を「任命」と改正したことにつきましては、外部の方をお願いするのではなく、丹波市教育委員会に所属する小中学校の教職員をお願いすることから、「任命」とさせていただいております。

以上で御報告を終わらせていただきます。

(岸田教育長)

何か御質問ありませんでしょうか。

I C T活用研究部について、今年は、大学の先生などは入らないということですか。

足立次長兼学校教育課長。

(足立教育部次長兼学校教育課長)

次長兼学校教育課長の足立でございます。ここは教職員のみとなっております。以上です。

(岸田教育長)

深田教育長職務代理者。

(深田教育長職務代理者)

深田です。この研究部は、1年の任期ということになっているわけですが、現行の三つが、今度、改正後の三つになって、研究部が変わっていくという点です。今、新しく学習指導要領が変わっていくということもあるのですが、その思いについて、御意見を聞かせていただきたいと思っております。

(岸田教育長)

足立次長兼学校教育課長。

(足立教育部次長兼学校教育課長)

次長兼学校教育課長の足立でございます。この研究部が変わることにつきましては、新しい学習指導要領に対応した子ども達の新しい学びを進めていくために、三つの研究室を設定しております。また、I C T活用研究部におきましては、1人1台のタブレット端末を所持した児童生徒に対しての効果的な活用と指導のあり方等について進めていくのかという辺りを調査研究したいと考えております。

問題解決型学習研究部につきましては、既存の知識・技能を活用し、思考力、判断力、表現力等を育成するため、問題解決型学習のあり方や効果的な手だてについて調査研究を深めてまいりたいと考えております。

フィールドエデュケーション研究部におきましては、定例教育委員会の中でもよく話にはなっておりましたが、地域の教育資源、自然、人材、施設や機関を活用した能動的な体験及び学習のため、教育資源の掘り起こしや教育課程の位置づけ等について調査研究を進めてまいりたいと思っております。やはりこれからの学習に当たっては、子ども達にとって必要な学びだと考えておりますので、そういったことについて研究を進めてまいりたいと思っております。以上です。

(岸田教育長)

深田教育長職務代理者。

(深田教育長職務代理者)

深田です。現行のふるさと教育、言語活動の充実、小中学びの連携という辺りについては、まだまだ考えていかなければいけない部分であろうかと思っております。特に、小中学びの連携等につきましては、教科担任ということも言われておりますし、この辺りの後々の研究については、どう考えておられるのか、お伺いしたいと思っております。

(岸田教育長)

足立次長兼学校教育課長。

(足立教育部次長兼学校教育課長)

深田職務代理のから、今、御指摘いただいた小中一貫の件もそうですし、教科担任等についてもそうですが、もちろん、この研究部の中では、今、話をしたようなことについて研究は進めていきますが、御指摘のあった内容については、学校教育課の中でしっかり研究を進めてまいりたいと思っております。もちろん、この中ともつながってくる部分はありますので、

そういった点については、研究室の中でも取り上げてまいりたいと思っております。以上です。

(岸田教育長)

ほかにありませんか。
なければ、この項については終わりたいと思います。

(9) 丹波市学校給食費滞納整理等事務処理要綱の一部を改正する要綱の制定について

(岸田教育長)

続きまして、(9) 丹波市学校給食費滞納整理等事務処理要綱の一部を改正する要綱の制定について、お願いします。
前川学事課長。

(前川学事課長)

学事課長、前川でございます。それでは、丹波市学校給食費滞納整理等事務処理要綱の一部を改正する要綱の制定について報告をさせていただきます。資料は30ページと31ページでございます。
改正の内容につきましては、第6条中の「申し出」のこの送り仮名を削除する字句の訂正と、根拠法令となっております児童手当法の改正に伴いまして、第22条の3を第21条第1項及び第2項に改めるものです。
この改正要綱につきましては、令和2年2月20日に公布し、同日施行となっております。以上、報告とさせていただきます。

(岸田教育長)

報告が終わりました。何か御質問ありませんでしょうか。よろしいでしょうか。
それでは、この項を終わります。

(10) 丹波市保育環境改善等事業補助金交付要綱の制定について

(岸田教育長)

(10) 丹波市保育環境改善等事業補助金交付要綱の制定についてお願いします。
上田子育て支援課長。

(上田子育て支援課長)

子育て支援課長、上田でございます。それでは、丹波市保育環境改善等事業補助金交付要綱の制定について、御報告申し上げます。資料は、机上配付しております別冊の1ページからを御覧ください。
本要綱につきましては、新型コロナウイルス感染症の対策として、国の保育対策総合支援事業費補助金交付要綱の一部改正がなされたことにより、市内の認定こども園及び小規模保育施設事業所において、新型コロナウイルス感染対策を行い、保育環境の改善を図るための補助金を交付することに関しまして、新たに制定するものです。
要綱の概要につきましては、マスクや消毒用エタノールなど消耗品費、空気清浄機などの備品の購入費に対して補助するものです。なお、補助金の額は、補助対象経費の総額とし、1施設当たり50万円を限度としております。
この要綱は、公布の日から施行し、令和2年1月16日から適用するものとします。適用の日は、新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生が国内で初めて確認された日となります。また、有効期限は令和3年3月31日としております。
以上、簡単ですが、報告とさせていただきます。

(岸田教育長)

報告が終わりました。何か御質問ありませんでしょうか。よろしいでし

ようか。

それでは、この項を終わります。

(11) 丹波市こども園補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

(岸田教育長)

続きまして、(11) 丹波市こども園補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定についてお願いいたします。

上田子育て支援課長。

(上田子育て支援課長)

子育て支援課長の上田でございます。次に、丹波市こども園補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について御報告申し上げます。資料は、別冊の5ページからの新旧対照表を御覧ください。

このたびの改正概要の1点目は、丹波市補助金等交付規則の改正に伴いまして、本要綱につきましても、実績報告書及び補助金の精算、財産処分制限、交付決定の取り消し及び補助金の返還について条立てし、期日や提出書類について明示したものです。

2点目につきましては、10ページの保育教諭等処遇改善補助金中、令和元年人事院勧告によりまして、ボーナスが上げられたため、補助金の補助率を16.45月から16.5月に改めるものです。

なお、施行期日は令和2年4月1日としております。

以上、簡単ですが、御報告とさせていただきます。

(岸田教育長)

報告が終わりました。何か御質問等ありませんでしょうか。よろしいですか。

(12) 丹波市保育対策等促進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

(岸田教育長)

それでは、続きまして、(12) 丹波市保育対策等促進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定についてお願いします。

上田子育て支援課長。

(上田子育て支援課長)

子育て支援課長の上田でございます。それでは、丹波市保育対策等促進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について、御報告申し上げます。資料は、別冊の17ページからを御覧ください。

このたびの改正は、丹波市補助金等交付規則の改正に伴い、本要綱についても、補助金の交付申請、実績報告書、補助金の額の確定、補助金の精算、交付決定の取り消し及び補助金の返還について、新たに条立てし、期日や提出書類について明示したものです。

なお、施行期日は令和2年4月1日としております。

以上、簡単ですが、御報告とさせていただきます。

(岸田教育長)

報告が終わりました。何か御質問ありませんでしょうか。よろしいですか。

(13) 丹波市保育所補助金交付要綱を廃止する要綱の制定について

(岸田教育長)

それでは、続きまして、(13) 丹波市保育所補助金交付要綱を廃止する要綱の制定についてお願いします。

上田子育て支援課長。

(上田子育て支援課長)

子育て支援課長の上田でございます。それでは、丹波市保育所補助金交付要綱を廃止する要綱の制定について御報告申し上げます。資料は別冊の28ページを御覧ください。

本要綱については、保育所運営の充実を図り、児童福祉の増進に寄与することを目的としておりましたが、平成31年4月1日から市内全ての地域で認定こども園へ移行し、保育所は廃止となりましたので、その目的を達成したため廃止するものです。

なお、廃止期日は令和2年4月1日としております。

以上、簡単ですが、御報告とさせていただきます。

(岸田教育長)

施行期日は、公布の日から施行するとなっておりますが、この要綱は4月1日施行に読み替えるということですか。

上田子育て支援課長。

(上田子育て支援課長)

子育て支援課長、上田でございます。訂正をさせていただきます。公布の日から施行するとしております。以上です。

(岸田教育長)

この28ページのとおりということですね。

ほか、何か御質問ありませんでしょうか。よろしいですか。

(14) 丹波市こども園施設整備費補助金支給基準を廃止する基準の制定について

(岸田教育長)

それでは、続きまして、(14) 丹波市こども園施設整備費補助金支給基準を廃止する基準の制定についてお願いします。

上田子育て支援課長。

(上田子育て支援課長)

子育て支援課長の上田でございます。次に、丹波市こども園施設整備費補助金支給基準を廃止する基準の制定について御報告申し上げます。資料は別冊の29ページを御覧ください。

本要綱については、こども園施設整備費補助金の交付に関し、必要な事項を定めておりましたが、13園全ての認定こども園の施設整備が完了し、当補助金の有効期限が本年3月31日となっておりますので、当基準を廃止するものです。

なお、廃止の期日は令和2年4月1日としております。

以上、簡単ですが、御報告とさせていただきます。

(岸田教育長)

何か御質問ありませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、これで報告事項を終わります。

日程第4

協議事項

(1) 丹波市長の権限に属する事務の教育委員会への委任に関する規則の一部改正について

(岸田教育長)

それでは、日程第4、協議事項に入ります。(1) 丹波市長の権限に属する事務の教育委員会への委任に関する規則の一部改正について、お願いいたします。

足立教育総務課長。

(足立教育総務課長)

教育総務課長、足立です。それでは、丹波市長の権限に属する事務の教育委員会への委任に関する規則の一部改正について御説明申し上げます。資料は、32ページ、33ページとなっております。なお、この資料は、丹波市行政組織改編に伴う市の関係規則の一括改正を行うもので、そのうち、丹波市長の権限に属する事務の教育委員会への委任に関する規則に係るものを抜粋したものであります。

この規則につきましては、市長部局の事務を教育委員会に事務委任、もしくは補助執行をしていることを規定する規則となっております。

今回の改正につきましては、資料33ページの新旧対照表を御覧いただきたいのですが、令和2年度からの行政組織改編により、子育て支援課が市長部局へ移管されることに伴い、33ページ、新旧対照表現行欄に記載の第2条第7号から第12号の事務を削除し、新たに33ページ右側の改正後欄に記載の第2条第7号として、市長が指定する生涯学習施設、具体的には、青垣いきものふれあいの里に係る事務を教育委員会事務に加える改正でございます。

以上、簡単が、説明とさせていただきます。

(岸田教育長)

説明が終わりましたが、何か御質問ありませんか。よろしいですか。それでは、協議事項を終わります。

日程第5

議事

議案第15号 丹波市行政組織及び教育委員会事務局組織の改編に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について

(岸田教育長)

議事が非常に多いので、よろしくお願いたします。

日程第5、議事に入ります。議案第15号、丹波市行政組織及び教育委員会事務局組織の改編に伴う関係規則の整理に関する規則の制定についてお願いたします。

足立教育総務課長。

(足立教育総務課長)

教育総務課長、足立です。それでは、議案第15号、丹波市行政組織及び教育委員会事務局組織の改編に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について、御説明を申し上げます。資料は34ページ、35ページです。

令和2年度からの行政組織改編及び教育委員会事務局組織改編により、関係する教育委員会規則を整理するものです。

第1条では、地方自治法第180条の7の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る規則をまちづくり部の組織改編に伴い、補助執行職員の欄が変更になることから、改正するものであります。

第2条では、丹波市立子育て学習センター条例施行規則について、子育て学習センターの所管が市長部局へ移管されることから、教育委員会規則を廃止するものであります。

以上で、丹波市行政組織及び教育委員会事務局組織の改編に伴う関係規則の整理に関する規則の制定についての提案説明とさせていただきます。

(岸田教育長)

説明が終わりました。何か御質問、御意見ありませんでしょうか。よろしいですか。

なければ、採決をいたします。

議案第15号、丹波市行政組織及び教育委員会事務局組織の改編に伴う関係規則の整理に関する規則の制定についてを採決いたします。

同意される委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(岸田教育長)

ありがとうございました。全員の挙手を認めます。
よって、議案第15号、丹波市行政組織及び教育委員会事務局組織の改編に伴う関係規則の整理に関する規則の制定についてを承認いたします。

議案第16号 丹波市行政組織及び教育委員会事務局組織の改編に伴う関係要綱の整理に関する要綱の制定について】

(岸田教育長)

続きまして、議案第16号、丹波市行政組織及び教育委員会事務局組織の改編に伴う関係要綱の整理に関する要綱の制定についてをお願いいたします。

足立教育総務課長。

(足立教育総務課長)

教育総務課長、足立です。それでは、議案第16号、丹波市行政組織及び教育委員会事務局組織の改編に伴う関係要綱の整理に関する要綱の制定について、御説明申し上げます。資料は36ページ、37ページです。

先ほどの議案第15号と同じく、行政組織改編等に伴う、こちらは関係要綱を整理するものであります。

第1条では、丹波市特別支援連携協議会設置要綱のうち、協議会の構成が変更になることから、改正を行うものであります。詳しくは、37ページの新旧対照表に記載しております。

第2条では、子育て支援課が市長部局へ移管されることから、丹波市子育て支援ネットワーク会議設置要綱及び丹波市利用者支援事業関係者会議設置要綱を教育委員会要綱から廃止するものであります。

以上で、丹波市行政組織及び教育委員会事務局組織の改編に伴う関係要綱の整理に関する要綱の制定についての提案説明とさせていただきます。

(岸田教育長)

説明が終わりました。何か御意見、御質問ありませんでしょうか。よろしいですか。

なければ、採決いたします。

議案第16号、丹波市行政組織及び教育委員会事務局組織の改編に伴う関係要綱の整理に関する要綱の制定についてを採決いたします。

同意される委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(岸田教育長)

全員の挙手を認めます。
よって、議案第16号、丹波市行政組織及び教育委員会事務局組織の改編に伴う関係要綱の整理に関する要綱の制定についてを承認いたします。

議案第17号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について

(岸田教育長)

続きまして、議案第17号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について、お願いいたします。

足立教育総務課長。

(足立教育総務課長)

教育総務課長、足立です。それでは、議案第17号、地方公務員法及び

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について、御説明申し上げます。資料は38ページから45ページとなっております。

報告事項でも報告をさせていただきましたが、令和2年度から、これまでの非常勤職員、臨時職員が法改正により会計年度任用職員に改められたことから、関係する規則を改正するものであります。

第1条では、丹波市教育委員会外国青年就業規則を改正します。主な改正点は、「賃金」を「報酬」に、「契約期間」を「任用期間」になど、字句を改めております。

また、会計年度任用職員制度では、年度をまたぐ任用ができないため、任用期間の規定を改めております。

第2条では、丹波市嘱託指導主事の設置等に関する規則が、制度移行のため不要となることから廃止するものであります。

以上、簡単ではありますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の制定についての提案説明とさせていただきます。

(岸田教育長)

説明が終わりました。何か御質問ありませんでしょうか。よろしいですか。

なければ、採決をいたします。

議案第17号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の制定についてを採決いたします。

同意される委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(岸田教育長)

全員の挙手を認めます。

よって、議案第17号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の制定についてを承認いたします。

議案第18号 丹波市教育委員会後援等名義使用許可に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について

(岸田教育長)

続きまして、議案第18号、丹波市教育委員会後援等名義使用許可に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について、お願いいたします。

足立教育総務課長。

(足立教育総務課長)

教育総務課長、足立です。それでは、議案第18号、丹波市教育委員会後援等名義使用許可に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について、御説明申し上げます。資料は、別冊の30ページから33ページです。32ページ、33ページを御覧いただきたいと思います。

今回の主な改正点は、従前の要綱に明記はなかったものの、後援のほか共催、協賛、奨励の名義使用も扱っていましたが、県下の状況や過去の実績等を鑑み、「後援及び共催」のこの二つの名義使用許可として、その定義をそれぞれ第2条で規定をしております。

次に、第5条、第7条で、申請及び申請内容の変更についての手続及び添付する必要書類を明確にするための改正を行います。

また、第5条では、専決処分できない申請が出てきた場合に、教育委員会に諮る必要があることから、申請日を事業実施2か月前までに規定をしております。

そのほかは、文言等、字句の修正を行っております。

基本的な許可の条件、許可の制限については、文言修正しておりますほかは、大きく変わっておりません。

以上で、丹波市教育委員会後援等名義使用許可に関する要綱の一部を改正する要綱の制定についての提案説明とさせていただきます。

(岸田教育長)

説明が終わりました。何か御質問ありませんでしょうか。

一つ確認ですが、第3条(1)の政治活動の件で、今度、第4条の(2)、この関わりがあるものというものの解釈についてです。前は、営利を目的とする事業と認められるものが変わっていますが、この辺り、少し補足してもらえれば。

足立教育総務課長。

(足立教育総務課長)

教育総務課長、足立でございます。先ほど指摘のありました、その改正後の第4条第2号で、政治活動、宗教活動等に関わりがあるものということに改正をしております。従前は、営利活動を含めて、認められるものという表現をしておりましたが、今回、政治活動のおそれがあるということで、後援名義の使用許可の不許可をした案件もございましたので、認めるというよりも、関わりがあるものという表現の中で、許可の制限をさせていただきたいということにしております。趣旨としては、大きく変わりはございませんが、表現を少し変えさせていただいたところでございます。

(岸田教育長)

何かほかに質問ございませんでしょうか。

横山委員。

(横山委員)

教育委員の横山です。第2条の(1)の中で、「教育委員会がその事業等の趣旨に賛同し」という文言が入っておりますが、これは、後援名義等の承認を教育委員会、協議した上でという様に、少し何か手続が変わることが想定されるのでしょうか。

(岸田教育長)

足立教育総務課長。

(足立教育総務課長)

教育総務課長、足立です。ここの項というよりも、第6条の3項、資料でいいますと、33ページの右側の第3項ですが、従前、教育委員会で、規定があり、専決処分をほとんどしておりましたが、公的及び恒例の場合については、これを専決処分することができるという規定に改正を行い、これ以外のものは、教育委員会に諮っていくということを原則にしております。

4項では、専決処分したものについては、従前どおり報告をするということで、初めての後援申請や、公的なものでない後援名義の使用許可申請の場合は、教育委員会に議事として上げさせていただいて、この要綱に基づいて審議をいただくということにしたいと考えております。以上です。

(岸田教育長)

よろしいでしょうか。ほか、ありませんでしょうか。

深田教育長職務代理者。

(深田教育長職務代理者)

深田です。内容の変更及び許可の取り消しということで、今般も3月に、何件かあるわけですが、中止、延期というのは、従前は、届け出で承認という形で、口頭でもよかったのかどうか。それから、7条には、書類を添付して提出し、教育委員会も書面で返すというようなことで、すごく丁寧

になっているのですが、その辺りの現行とこれからのことについて、違いがあれば教えてください。

(岸田教育長)

足立教育総務課長。

(足立教育総務課長)

教育総務課長、足立です。先ほど御指摘いただきました、この内容変更の件につきましては、現行では、所定の様式というのを特に設けておらず、任意の様式で書面による届け出を行っていたいている団体もありますが、今回のような中止、延期が頻繁に起こるわけではなかったもので、例としては少なかったのですが、今般、改正をするに当たって、日程の変更、あるいは、事業内容の変更も今後、起こってくるであろうということから、今回の改正に合わせて、そこも手続上、明記をしていく必要があるというようなことから、改正をさせていただきたいという提案でございます。以上です。

(岸田教育長)

深田教育長職務代理人。

(深田教育長職務代理人)

深田です。ありがとうございます。それに加えて、この使用許可申請を出すのが、ひと月前までからふた月になっているのですが、今月の場合でも、3月のこの定例の教育委員会よりも前に実施されるという、後援が二件ほどあったと思います。2か月だと、またさらに出てくるおそれがある。つまり、遅れて出てくる可能性があるかと思っておりますので、この辺りの周知をしっかりとさせていただきたいと思うのですが。

(岸田教育長)

足立教育総務課長。

(足立教育総務課長)

教育総務課長、足立です。今回、この改正要綱を承認いただきましたら、今後、恒例で後援申請をされている団体もありますので、そういったところを特に、改正後の要綱をつけて、申請団体には要綱改正があったという旨を周知させていただきたいと考えております。以上です。

(岸田教育長)

ただ、過去2年間の場合は、1か月前で良いのですね。大きく変わったのは、4条、特に添付書類が必須になっている辺り、それから、専決とそうでないものを明確にしたということで。市長部局との後援内容についてはどうですか。ほぼ同じ内容になっているのですか。

足立教育総務課長。

(足立教育総務課長)

教育総務課長、足立です。市長部局とは、職務権限の違いはあるものの、同じ市として後援名義を、同じ行事に申請される場合がありますので、今回の要綱改正におきましては、市長部局総務課とも調整を行った中で、今回の改正とさせていただいております。以上です。

(岸田教育長)

ほかに何かありませんでしょうか。よろしいですか。
意見がないようですので、採決したいと思います。
議案第18号、丹波市教育委員会後援等名義使用許可に関する要綱の一部を改正する要綱の制定についてを採決いたします。
同意される委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(岸田教育長)

ありがとうございました。全員の挙手を認めます。

よって、議案第18号、丹波市教育委員会後援等名義使用許可に関する要綱の一部を改正する要綱の制定についてを承認いたします。

議案第19号 丹波市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則の制定について

(岸田教育長)

続きまして、議案第19号、丹波市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則の制定について、事務局より説明をお願いします。

足立教育総務課長。

(足立教育総務課長)

教育総務課長、足立です。それでは、議案第19号、丹波市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則の制定について、御説明を申し上げます。資料は、別冊の34ページ、35ページとなっております。

今回の改正は、先ほど議案第18号により後援等名義使用許可の種別について、後援と共催という2種類に改めさせていただいたことから、本規則においても、35ページの新旧対照表右側の19号にも記載をしておりますが、「共催及び後援」という文言に改めるものであります。

以上、簡単ではありますが、丹波市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則の制定についての提案説明とさせていただきます。

(岸田教育長)

説明が終わりました。何か御意見、御質問ありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

ありませんので、採決いたします。

議案第19号、丹波市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則の制定についてを採決いたします。

同意される委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(岸田教育長)

ありがとうございました。全員の挙手を認めます。

よって、議案第19号、丹波市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則の制定についてを承認いたします。

議案第20号 丹波市社会教育関係団体補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

(岸田教育長)

続きまして、議案第20号、丹波市社会教育関係団体補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について、事務局より説明をお願いします。

足立教育総務課長。

(足立教育総務課長)

教育総務課長、足立です。それでは、議案第20号、丹波市社会教育関係団体補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について、御説明申し上げます。資料は、46ページから49ページです。48ページ、49ページの新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

今回の改正は、補助金交付事務の一層の適正化を図るため、丹波市補助金等交付規則が改められたことによる個別の補助金交付要綱の改正であります。

主な改正点につきましては、第7条、49ページのところにあります第7条、補助金の概算払いの規定を設けたこと、その次の第8条、実績報告書の提出期限、第9条、交付額の確定、第10条、補助金の請求等について、手続上の規定を明確にするための改正でございます。

その他、必要な文言の修正を行っております。

以上、簡単ではありますが、丹波市社会教育関係団体補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定についての提案説明とさせていただきます。

(岸田教育長)

説明が終わりました。何か御質問ありませんでしょうか。よろしいですか。

なければ、採決をしたいと思います。

議案第20号、丹波市社会教育関係団体補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定についてを採決いたします。

同意される委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(岸田教育長)

ありがとうございました。全員の挙手を認めます。

よって、議案第20号、丹波市社会教育関係団体補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定についてを承認いたします。

議案第21号 丹波市地域学校協働活動推進員設置規則の制定について

(岸田教育長)

引き続きまして、議案第21号、丹波市地域学校協働活動推進員設置規則の制定について、お願いいたします。

足立教育総務課長。

(足立教育総務課長)

教育総務課長、足立です。それでは、議案第21号、丹波市地域学校協働活動推進員設置規則の制定について、御説明申し上げます。資料は、50ページ、51ページです。

令和2年度からコミュニティ・スクールの一層の充実を図るため、学校運営協議会と地域活動や市民活動を結びつけるコーディネーター役として地域学校協働活動推進員を設置するため、規則を制定するものであります。

この規則は、基本的には、文部科学省生涯学習政策局社会教育課から出ております地域学校協働活動推進員委嘱のための参考手引きのうち、設置要綱の例を参酌し、丹波市において必要な規定を定めております。

規則の主な点について御説明を申し上げます。

第4条では、推進員の数は、各学校区1名とする定数を定めております。また、第6条では、推進員の委嘱期間を2年と定めております。続いて、第8条では、推進員同士の情報交換の場として活用できるよう、推進員協議会を開催できるよう定めております。また、12条では、推進員の活動に対する謝金を規定しておりまして、1時間当たり1,000円という規定を設けております。

この規則につきましては、令和2年4月1日から施行をさせていただきたく考えております。

以上、簡単ではございますが、丹波市地域学校協働活動推進員設置規則の制定についての提案説明とさせていただきます。

(岸田教育長)

説明が終わりました。何か御質問ありませんでしょうか。

深田教育長職務代理者。

(深田教育長職務代理者)

深田です。この丹波市地域学校協働活動推進員は、令和2年度からということですが、これからの募集の仕方や、募集されて委嘱された場合、1時間1,000円という報酬もありますように、どのような形で活動実態を把握していくのかを、少しお聞かせください。

(岸田教育長)

足立教育総務課長。

(足立教育総務課長)

教育総務課長、足立でございます。令和2年からの施行ということで、今日、要綱を承認いただきましたら、まずは直近、4月の校長会の中で、この制度の説明をさせていただきたく思っております。本来であれば、この2月28日に開催予定でありました令和元年度のコミュニティ・スクールの連絡協議会の中で、規則はできていないものの、制度趣旨を説明させていただいて、PRをさせていただく予定でしたが、新型コロナの関係で開催を見送った中で、校長会でPRさせていただくとともに、学校教育課とも連携しながら、連絡協議会が持てる機会、改めてPRをさせていただくということでございます。

それから、おっしゃっていただいたように、活動謝金が出ますので、その活動実態を把握していくためには、活動日誌の様なものを整備して、学校でこの活動に当たっておられる間だけにするのか、まだ詳細は決めかねておりますが、一定の基準を設けて、謝金対象の活動というものを設けて、報告をいただいて、それに基づいて払っていくという様な運用を考えていきたいと考えております。以上でございます。

(岸田教育長)

深田教育長職務代理者。

(深田教育長職務代理者)

深田です。今お聞きしていると、その推進員の方の通常の居場所というのは、学校になるのですか。そういうことが考えられる、そんなことでしょうか。

(岸田教育長)

足立教育総務課長。

(足立教育総務課長)

教育総務課長、足立でございます。そこについては、はっきりと決まっておりますが、南丹市に視察に行っていた際には、推進員さんの拠点としてあるのは、学校ということでされておりました。そういったところも参考にしながら、あるいは、なっただく方にもよりますけども、自治協議会なども各校区にありますので、そういった活動場所を、今は想定をしております。推進員さんになられる方によって、常に学校におられるのか、あるいは、違う場所で活動されるのかというのは、若干変わってこようかと思いますが、今想定しているのは、学校ということを考えております。以上です。

(岸田教育長)

よろしいですか。ほかにありませんか。ここは、学校運営協議会の委員を兼ねるのですか。

足立教育総務課長。

(足立教育総務課長)

教育総務課長、足立です。学校運営協議会、15人以内の中の一員にも入っていただく予定にしております。以上です。

(岸田教育長)

ほかにありますか。よろしいですか。

出町委員。

(出町委員)

教育委員の出町です。4条のところで、各校区1名を原則とするとありますが、コーディネートをしていると、1人で全てコーディネートするのは、大変な時もあります。校区によっては、適した方が複数名おられたりする時には、1名を原則と書いていますが、例えば、通常1人に払う分

を分けて、2人の方に動いてもらう、もしくは複数の方に動いてもらう様なことというのは、きるものなのでしょうか。どういう形なのでしょうか。

(岸田教育長)

足立教育総務課長。

(足立教育総務課長)

教育総務課長、足立です。今、こちらで考えておりますのは、やはり各校区1名というところで、それから、現時点でも学校支援コーディネーターさんもいらっしゃいます。そこはそこで、ふるさと学とか、そういったところに特化したコーディネート役としておられるのですが、もう少し幅広い活動をつなぐ役割として、別途設ける予定ですので、こちらのほうは1名という中で、また、学校支援コーディネーターの方との連携をしながら、関わっていってもらえればと考えておりますので、複数名置くということは、現時点では、考えていないというところであります。以上です。

(岸田教育長)

出町委員。

(出町委員)

教育委員の出町です。その件について、今年度や、2年度は1年目ということなので、状況を見てということと思うのですが、1年間、もしくは、少し状況を見ながら、活動推進員をされる方の活動の状況等を見ながら、もし可能であれば、柔軟な対応ということで、その1名で確定なのか、原則1名というところを複数でいけるようになるかとか、その辺りの検討も、できるように配慮いただければと思います。以上です。

(岸田教育長)

この件につきましては、コミュニティ・スクールをきちんと動かしているところに、やはりきちんとしたコーディネーターがいる、その人が相当動いているということで、有償でないと、動けないということで、割と複数というよりは、1人の人が何年も積み重ねてコーディネートしている例が非常に多いので、その辺りは人選にもよりますけど、人選が一番大きいのかな。その役割を認識してもらおうということで、できれば、推進協議会などを最初に持ってきて、ねらいとか目的とかを十分伝えておくということが大切かなと思っています。

その中で、そういったコーディネーターがほかにも生まれてくるということであれば、それは別に止めるわけではないですけど、最初から2人、3人とかという話ではなくて、1人をきっちりつかむということですが、その辺りはうまくいけるかどうかですね。その辺り、周知をしていくと。コミュニティ・スクールがきちんと動く一つの歯車として活用したいということです。今後、おそらくたくさん課題が出てくると思いますので、その都度、委員に報告しながら、どうすれば良いかという辺りをつながせていただきたい、そう思っています。

ほかに何かこの件について、ありませんでしょうか。

なければ、採決をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、採決いたします。

議案第21号、丹波市地域学校協働活動推進員設置規則の制定について採決いたします。

同意される委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(岸田教育長)

ありがとうございました。全員の挙手を認めます。

よって、議案第21号、丹波市地域学校協働活動推進員設置規則の制定についてを承認いたします。

議案第22号 丹波市社会教育委員の委嘱について

(岸田教育長)

続きまして、議案第22号、丹波市社会教育委員の委嘱について、事務局より説明をお願いします。

足立教育総務課長。

(足立教育総務課長)

教育総務課長、足立です。それでは、議案第22号、丹波市社会教育委員の委嘱について、御説明を申し上げます。資料は、52ページ、53ページです。

丹波市社会教育委員に関する条例第2条第2号の規定によりまして、社会教育委員の委嘱について御提案申し上げます。資料53ページに委員名簿をつけさせていただいておりますが、委員15人中11人につきましては、前期、いわゆる今期からの継続委員として人選を行っております。

このたび新規委員として委嘱したい候補者が4名あります。53ページの名簿2番目の竹安今日子氏、この方につきましては、不登校支援に取り組まれているとともに、小学校でのがんばりタイムでの児童支援、あるいは、子育てピアサポーターとして家庭教育支援をされている方であり、名簿9番目の松本佳則氏は、現在、市の生涯学習基本計画審議会を前期から2期、務めておられること、あるいは、南小学校におけるコミュニティ・スクールに深くかかわっておられる方であることから、選任をしております。次に、名簿11番目の橋本崇史氏においては、現在、青垣小中学校の学校運営協議会の会長を務めておられるほか、防犯委員として青少年健全育成にも関わっておられるというところであります。最後、名簿15番目の板倉宥海氏については、現在は人権擁護委員をされており、それ以前には、主任児童委員もされており、学校や地域での関わりが深く、そういった面で御活躍されている方であり、

また、併せて、人選に当たりましては、地域バランスも一定程度考慮をして、人選を行っております。

委嘱期間につきましては、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間でございます。

以上で、丹波市社会教育委員の委嘱についての提案説明とさせていただきます。

(岸田教育長)

説明が終わりました。何か御質問ありませんでしょうか。年代のバランスは、わかりますか。一番若い人で、20代はないですね。

(足立教育総務課長)

20代はないです。

(岸田教育長)

30代もない。

(足立教育総務課長)

松本氏が30代。

(岸田教育長)

何か質問ないでしょうか。

なければ、採決いたします。

議案第22号、丹波市社会教育委員の委嘱についてを採決いたします。同意される委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(岸田教育長)

ありがとうございました。全員の挙手を認めます。

よって、議案第22号、丹波市社会教育委員の委嘱についてを承認いたします。

議案第23号 丹波市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(岸田教育長)

続きまして、議案第23号、丹波市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則の制定について、事務局より説明をお願いします。

足立次長兼学校教育課長。

(足立教育部次長兼学校教育課長)

次長兼学校教育課長の足立でございます。それでは、議案第23号、丹波市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則の制定について、御説明申し上げます。資料54、55ページを御覧ください。

この改正につきましては、3か所ございます。初めに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に基づき、丹波市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正するものでございます。

次に、社会教育法第9条7第1項で規定されています地域学校活動推進員に名称を揃えるための改正でございます。

最後に、地方公務員及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い関係規則において法改正の趣旨を踏まえた整理を行うための改正となっております。

詳細は新旧対照表を御覧ください。よろしくお願いたします。以上です。

(岸田教育長)

説明が終わりました。何か御質問等ありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

なければ、採決したいと思います。

議案第23号、丹波市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを採決いたします。

同意される委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(岸田教育長)

ありがとうございました。全員の挙手を認めます。

よって、議案第23号、丹波市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを承認いたします。

議案第24号 丹波市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(岸田教育長)

続きまして、議案第24号、丹波市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、お願いたします。

足立次長兼学校教育課長。

(足立教育部次長兼学校教育課長)

次長兼学校教育課長の足立でございます。それでは、議案第24号、丹波市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、御説明申し上げます。資料56、57ページを御覧ください。

国におきまして、公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特

別措置法の一部を改正する法律が令和元年12月4日に成立し、同月11日に公布されました。この改正は、国だけではなく、県や市においても規則への反映や指針の策定を行うことが求められております。丹波市教育委員会では、この一部改正により、市内の教職員の超過勤務時間の削減の取組に実効性を持たせることを目的としています。そのための改正となっております。

また、今申しました指針につきましても、丹波市版を策定し、4月1日に施行予定でしたが、兵庫県で策定される指針が3月19日に行われる県の定例教育委員会で審議される予定となっていたため、4月当初は文部科学省で策定された指針を臨時的に適用し、運用したいと考えております。

丹波市版の指針につきましては、兵庫県の指針が策定された後に、内容を取り入れて、丹波市版の指針を策定する予定にしており、4月以降に開催される定例教育委員会で審議をいただいた後、策定したいと考えております。

この規則の一部改正及び指針の策定を行い、丹波市教育委員会管轄の小中学校の働き方改革を今後、一層推し進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

(岸田教育長)

説明が終わりました。何か御質問ありませんでしょうか。
深田教育長職務代理者。

(深田教育長職務代理者)

深田です。この管理規則については、おそらく、勤務時間外の仕事についてのことが出てきていると思います。先ほど説明がありましたように、国に準じて行われたということですが、まず、一つは、兵庫県が策定した3月19日以降ですから、策定した内容が、4月の定例教育委員会では、今出されている改正案に少し変更があるかもしれないというような説明だったのですが、もしよろしければ、口頭でその辺りを少し、兵庫県の場合との違いがあれば、おっしゃっていただくのと、この規則は、上限を決めているわけですが、上限を超えたらどのようなことになるのか。従前は、産業医が云々ということもあったのですが、その辺りの関わりを、市教委としてどう関わっていくのかということの説明いただければと思います。

(岸田教育長)

足立次長兼学校教育課長。

(足立教育部次長兼学校教育課長)

今、御指摘があった件ですが、実は、県の指針というものが、昨日、教育委員会に届いております。これを見ますと、在校等の時間等であったり、児童生徒に係る通常予見することのない業務であったり、県の取組方針であったり、県立学校における取組の業務量の適切な管理等が示されております。これを参考にしまして、丹波市教育委員会における指針を策定して、4月の定例教育委員会にかけて進めてまいりたいと思っております。内容については、定例教育委員会の後で、印刷して配付したいと思っております。

45時間ですけど、それを超える教員につきましては、もちろん、今回、留守番電話の設置や、あるいは、スクールサポートスタッフなどの導入を考えておりますので、そういったことを通して、45時間を超えないように、なるべく取組を進めてまいりたいと思っておりますし、産業医も80時間を超える方については、必ず産業医との面談を取り入れるようには考えておりますので、そういったことを通して、学校の働き方改革を一層、丹波市教育委員会としまして、進めてまいりたいと考えております。以上です。

- (岸田教育長) 45時間という上限を超えた場合、何かありますかということについては、どうですか。
足立次長兼学校教育課長。
- (足立教育部次長兼学校教育課長) 特に罰則というか、そういったものは設けていないのですが、この指針を守ってもらうように、校長会等で周知徹底を図って、上限を超えないように、取組を進めてまいりたいと思っております。以上です。
- (岸田教育長) その辺り、市もそうですか。市の場合はどうでしたか。45時間、上限を超えた場合というのは。
藤原教育部長。
- (藤原教育部長) 教育部長です。市のほうも45時間を超えるということはありません、1年について360時間というのは出ています。ただ、毎月の経営会議でも、各課の状況は出ているのですが、その後の状況というのは、正直、フォローの仕方とか、減らすための方式というのは、具体的には示されていないように思っております。
偶然ですが、教育委員会の事務局や教育機関の職員については、この市の基準の中で収まっています。市長部局では、超えておられる職員も、とても多いことはないのですが、ありますので、またその辺りについては、市長部局、経営会議等の中でも質問をしていきたいと思っております。
- (岸田教育長) 暫時休憩します。

(休憩)
- (岸田教育長) 再開します。
ほかに何か御意見、御質問ありませんでしょうか。
出町委員。
- (出町委員) 教育委員の出町です。少し基本的なことを聞くのかもしれませんが、教員の部分の勤務状況、例えば、超過しているとかという状況は、どのような形で把握をしているのか、お聞かせいただければと思います。
- (岸田教育長) 足立次長兼学校教育課長。
- (足立教育部次長兼学校教育課長) 毎月、学校から報告を受けておまして、100時間を超える人数などは、全て把握しております。例えば、1月末でしたら、100時間を超える先生が1名で、80時間から100時間以下の先生が7名、45時間から89時間以下の先生が119名ということで、45時間を超える先生が127名ほどいる状況になっております。これは1月の状況ですので、それぞれの月ごとに、超過勤務については、こちらで把握を必ずしております。以上です。
- (岸田教育長) 丹波市は3割が45時間を超えるという状況ですね。
- (足立教育部次長兼学校教育課長) そういことです。
- (岸田教育長) これは、おそらく、県が出している記録簿からしているのですね。エクセル形式になっているところへ、各教師が入力をして、それを集計したものを教育委員会で頂いていると。そうすると、45時間を超える教職員が

約3割という状況になるということですね。

出町委員。

(出町委員)

教育委員の出町です。ありがとうございます。ということは、例えば1月であれば、終わった段階でないと、その状況というのは把握できないということなのか、もしくは、1月の中旬や、もしくは、何か終盤に差ししかかったところに、この教員の方は超えそうだとか、ということを経前に管理職の方は掴んでいるのか、その辺りはどういう状況なのでしょう。

(岸田教育長)

足立次長兼学校教育課長。

(足立教育部次長兼学校教育課長)

次長兼学校教育課長の足立でございます。管理職は、先ほども申しましたように、記録簿がありますので、毎月、先生方がきちんと入力しております。大体、月の終わり頃には、その月の超過勤務の実態については、管理職は必ずつかめる状況にはあると思っております。以上です。

(出町委員)

途中では分からないと。

(岸田教育長)

足立次長兼学校教育課長。

(足立教育部次長兼学校教育課長)

次長兼学校教育課長の足立でございます。記録簿が集計表にリンクしておりますので、恐らく、きちんと先生方が入力されている状況になりますと、月の途中でも、超過勤務の実態は分かると思っております。以上です。

(岸田教育長)

補足しますと、学校というのは、そもそも給特法で一律4%の手当がつくということで、残業という概念がないのです。残業という概念がないので、一番の問題は、管理職に勤務時間の管理という概念がそもそもない。タイムカードもなく、出勤簿に印鑑を押すという。ここに来て、時間管理をしろと言われたところが、一番、学校が非常に弱いところです。

だから、本来、いわゆるサービス残業という扱い方になっているわけですね。ですので、今、一番大事なことが、管理職がその職員の勤務時間を把握することなのですが、実際は、今までの管理職は、先に帰りますので、どの先生が何時までいたかといったことが掴めてないのが現実です。

それを今、記録簿の中から、どの職員が長くいるかというのを、ようやく把握し始めたという段階にあると理解していただいたら結構です。その辺りをどの様に効率化していくかということですが、一つ、この間も校長会で話したのは、福井県の若狭だったと思うのですが、新任教員が自死をした件について、初めて校長の責任が問われたと。つまり、サービス残業ではないと、管理職が命じた残業であるということで、6,500万、数字は確かでないですけど、賠償額が出たということで、いわゆる校長に責任が及ぶということが、一つの裁判事例として、今回、示されていまして、これについて、職員の管理をするということがいかに大事かということについては、少し意識が変わってきているというのが事実だと思います。

ほかにありませんでしょうか。

なければ、また、先ほど出たような資料を4月にも説明いただいて、みんな考えていければと思います。

それでは、この第24号の採決をしたいと思っております。

議案第24号、丹波市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について採決いたします。

同意される委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(岸田教育長)

ありがとうございます。全員の挙手を認めます。
よって、議案第24号、丹波市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを承認いたします。

議案第25号 丹波市指定文化財保存整備等補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

(岸田教育長)

続きまして、議案第25号、丹波市指定文化財保存整備等補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について事務局より説明をお願いします。
長奥文化財課長。

(長奥文化財課長)

文化財課長、長奥でございます。議案第25号、丹波市指定文化財保存整備等補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について、御説明いたします。

その前に、大変申し訳ありませんが、今日、本日、机上配付しております議案書の訂正箇所のとおり、議案第25号と関連する65ページの議案第25号の新旧対照表等の改正内容の一部に誤りがありましたので、訂正をお願いいたします。誠に申し訳ございません。

それでは、説明をさせていただきます。

この改正につきましては、丹波市における補助金不正受給に関する再発防止対策として、丹波市補助金等交付要綱の改正が行われ、補助事業事務処理に関する統一的な取り扱い及び補助金交付要綱の制定に関する共通理解に関する事務処理方針を作成したことに伴い、それぞれの部署が所管する補助金交付要綱の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、65ページから66ページの新旧対照表の改正後の(案)の欄を御覧ください。

下線箇所が今回の改正箇所となりますが、主な改正箇所としましては、第4条の補助金の申請では、申請書提出時の書類を明確にさせるための改正を行い、第6条において、補助金の概算払いができる条項を追加し、第10条の事業完了届では、完了届の提出時期並びに必要な書類の提出についても明確に改め、改正を行うものです。

次に、第11条の補助事業の額の確定及び交付については、第2項において、確定した補助金の額が交付決定と同額であるときは、補助金確定通知書を省略することに改めました。また、第12条の補助金請求では、補助金請求の事務処理内容を明確にするための条項を追加するものです。

そのほか、下線については、第6条及び第12条を追加したことによる条の繰り下げによる改正並びに第13条においては、統一的な文言修正にするための改正でございます。

以上、雑駁な説明ではございましたが、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(岸田教育長)

一つ質問ですけど、これ、正誤表の見方ですが、65ページの資料はどういう意味ですか。
長奥文化財課長。

(長奥文化財課長)

大変申し訳ございません。文化財課長、長奥でございます。65ページにつきましては、誤りのところが、今の議案書に出ているものでございます。それを正したのが右側になります。

(岸田教育長)

この、現行って書いてあるもの、2種類。

(長奥文化財課長)

そうです。

(岸田教育長)

一つ飛んでいるということですか。
長奥文化財課長、もう一度お願いします。

(長奥文化財課長)

現行は現行ですので。分かりにくくて申し訳ありません。真ん中の65ページについては、現行の部分に対しての正誤表として、65ページの一番下段の欄につきましては、新旧対照表の改正後の(案)の分の誤りと正したものという形、当初と正したものという形でございます。

(岸田教育長)

暫時休憩します。

(休憩)

(岸田教育長)

再開します。
何か御質問等ありませんでしょうか。よろしいでしょうか。
なければ、採決したいと思います。
議案第25号、丹波市指定文化財保存整備等補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定についてを採決いたします。
同意される委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(岸田教育長)

ありがとうございました。全員の挙手を認めます。
よって、議案第25号、丹波市指定文化財保存整備等補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定についてを承認いたします。

議案第26号 丹波市黒井城跡整備委員会委員の委嘱について

(岸田教育長)

続きまして、議案第26号、丹波市黒井城跡整備委員会委員の委嘱について、事務局より説明をお願いします。
長奥文化財課長。

(長奥文化財課長)

文化財課長、長奥でございます。議案第26号、丹波市黒井城跡整備委員会委員の委嘱について、御説明申し上げます。
丹波市黒井城跡整備委員会委員の任期は、令和2年3月31日をもって任期満了となるため、丹波市黒井城跡整備委員会の設置に関する条例第3条第2項の規定によりまして、委嘱するものでございます。
委員につきましては、5名の方、全て再任としてお世話になることとしております。以上、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

(岸田教育長)

確認ですけど、これ、黒井城「あと」と読むのですか。

(長奥文化財課長)

「あと」と読みます。

(岸田教育長)

「じょうせき」ではないですか。分かりました。
何か御質問等ありませんでしょうか。再任ということですか。よろしいですか。

それでは、採決いたします。

議案第26号、丹波市黒井城跡整備委員会委員の委嘱についてを採決いたします。

同意される委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(岸田教育長)

ありがとうございました。全員の挙手を認めます。

よって、議案第26号、丹波市黒井城跡整備委員会委員の委嘱についてを承認いたします。

議案第27号 丹波市文化財保護審議会委員の委嘱について

(岸田教育長)

続きまして、議案第27号、丹波市文化財保護審議会委員の委嘱について、事務局より説明をお願いします。

長奥文化財課長。

(長奥文化財課長)

文化財課長、長奥でございます。議案第27号、丹波市文化財保護審議会委員の委嘱について、御説明申し上げます。

丹波市文化財保護審議会委員の任期が、令和2年3月31日をもって任期満了となるため、丹波市文化財保護条例第17条第1項の規定により、委嘱するものでございます。

今回の10名のうち、平岩泰典様につきましては、新たな委員としてお世話になる方でございます。平岩様につきましては、学芸員をお持ちで、日本近代史を専攻されて、郷土史の研究者として活動されているお方でございます。以上でございます。

(岸田教育長)

説明が終わりました。何か御質問等ありませんでしょうか。

ちなみに、退任された方はどなたでしたか。

長奥文化財課長。

(長奥文化財課長)

文化財課長、長奥でございます。退任されました方は、青垣町でお世話になっておりました竹内様でございます。長年お世話になっておまして、12年間、委員としてお世話になった方ですが、今回、お願いを申しあげたところ、お断りの意思がありましたので、更新という形になるという予定でございます。

(岸田教育長)

退任に伴って、平岩さんということですね。何か御質問等ありませんか。

それでは、なければ、採決したいと思います。

議案第27号、丹波市文化財保護審議会委員の委嘱についてを採決いたします。

同意される委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(岸田教育長)

全員の挙手を認めます。

よって、議案第27号、丹波市文化財保護審議会委員の委嘱についてを承認いたします。

議案第28号 丹波市立歴史民俗資料館運営委員会委員の委嘱について

- (岸田教育長) 続きまして、議案第28号、丹波市立歴史民俗資料館運営委員会委員の委嘱についてをお願いします。
長奥文化財課長。
- (長奥文化財課長) 文化財課長、長奥でございます。議案第28号、丹波市立歴史民俗資料館運営委員会委員の委嘱について、御説明申し上げます。
- (岸田教育長) これは、「運営委員」の「委」が抜けているのでは。「運営員」でいいのですか。少し読みにくかったのですが。「資料館運営委員会委員」ではないのですか。
- (長奥文化財課長) 「運営委員会」です。
- (岸田教育長) 抜けていますね。「委員会」ですね。では、そこの、修正をお願いします。
- (長奥文化財課長) 申し訳ございません。文化財課長、長奥でございます。たびたび申し訳ございません。「委」が抜けておりました。申し訳ございません。
丹波市歴史民俗資料館運営委員会委員の任期が、令和2年3月31日をもって任期満了となるため、条例施行規則第15条第2項の規定により委嘱するものでございます。
この丹波市歴史民俗資料館運営委員会委員については、議案第27号で御承認いただきました丹波市文化財保護審議会委員を兼務いただくものでございます。以上、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。
- (岸田教育長) 説明が終わりました。何か御質問ありませんでしょうか。
出町委員。
- (出町委員) 教育委員の出町です。少し確認ですが、兼務することになっているのか、その辺りはどういう形でこの兼務というのが決まっているのでしょうか。
- (岸田教育長) 長奥文化財課長。
- (長奥文化財課長) 文化財課長、長奥でございます。基本的には、他の委員を選出することも可能という条項にはなっております。ただ、相当の方が出てこないような形がございますので、現段階では、文化財保護審議会委員を兼ねた形を取らせていただいているところでございます。
- (岸田教育長) ほかにありませんでしょうか。
なければ、採決いたします。
議案第28号、丹波市立歴史民俗資料館運営委員会委員の委嘱についてを採決いたします。
同意される委員の挙手を求めます。

(挙手全員)
- (岸田教育長) ありがとうございます。全員の挙手を認めます。
議案第28号、丹波市立歴史民俗資料館運営委員会委員の委嘱についてを承認いたします。
随分時間が経っているのですが、5時から丹波少年自然の家の教育委

員会がありますが、後、休まずに、29、30、31、32といってもよろしいでしょうか。

暫時休憩します。

(休憩)

議案第29号 丹波市立植野記念美術館長の任命について

(岸田教育長)

それでは、再開いたします。

議案第29号、丹波市立植野記念美術館長の任命について、事務局よりお願いします。

長奥植野記念美術館副館長。

(長奥植野記念美術館副館長)

美術館副館長、長奥でございます。議案第29号、丹波市立植野記念美術館長の任命について、御説明申し上げます。

丹波市立植野記念美術館の館長につきまして、令和2年3月31日をもって任期満了となるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第34条の規定により、安田英樹氏を再任として館長に任命するものでございます。

任期は、令和2年4月1日から令和3年3月31日でございます。

以上、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

(岸田教育長)

何か御意見、御質問ありませんでしょうか。

なければ、採決いたします。

議案第29号、丹波市立植野記念美術館長の任命についてを採決いたします。

同意される委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(岸田教育長)

ありがとうございます。全員の挙手を認めます。

よって、議案第29号、丹波市立植野記念美術館長の任命についてを承認いたします。

議案第30号 丹波市立植野記念美術館運営委員会委員の任命について

(岸田教育長)

続きまして、議案第30号、丹波市立植野記念美術館運営委員会委員の任命について、事務局より説明をお願いします。

長奥植野記念美術館副館長。

(長奥植野記念美術館副館長)

植野美術館副館長、長奥でございます。議案第30号、丹波市立植野記念美術館運営委員会委員の任命について、御説明申し上げます。

丹波市立植野記念美術館運営委員会委員の任期が、令和2年3月31日をもって任期満了となるため、丹波市立植野記念美術館条例第17条第1項の規定により、委員に任命するものでございます。

運営委員は10名を考えておりますが、今回の提案につきましては、8名の委員となっております。あとの2名につきましては、1名は、兵庫県立美術館副館長を社会教育関係者として、また、小学校校長会美術部会長を学校教育関係者として任命させていただく予定でございますが、4月の異動に伴い、その役職がまだ決まっておきませんので、確定でき次第、改めて任命議案として御提案をさせていただきます。

なお、今回、8名のうち、ナンバー6番の陳允陸様、ナンバー7の村上祐喜子様については、識見を有する者として、新たに委員としてお世話になる方でございます。また、金川方子様についても、再度、公募委員として御応募いただき、選出させていただいた方でございます。

以上、御審議賜りますようお願い申し上げます。

(岸田教育長)

何か御質問ありませんでしょうか。

この陳さんというのは、この間、中国展で来られた方ですか。あと、村上氏はどういうことをされているか、もし分かれば説明をお願いします。

長奥植野記念美術館副館長。

(長奥植野記念美術館副館長)

植野美術館副館長、長奥でございます。陳允陸様につきましては、現在の中国陶磁展の監修もお世話になっている方で、関西学院大学の講師等もされている方でございます。それから、村上祐喜子様につきましては、全国的にも有名な方ということは聞いておりますが、手づくり絵本の作家の方でございます。茨木市に在住の方でございます。今回、お願いして、快くお受けいただけただけという方でございます。

(岸田教育長)

ほか、何か御質問ありませんでしょうか。よろしいですか。

なければ、採決いたします。

議案第30号、丹波市立植野記念美術館運営委員会委員の任命についてを採決いたします。

同意される委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(岸田教育長)

ありがとうございました。全員の挙手を認めます。

よって、議案第30号、丹波市立植野記念美術館運営委員会委員の任命についてを承認いたします。

議案第31号 丹波市立図書館長の任命について

(岸田教育長)

続きまして、議案第31号、丹波市立図書館長の任命について、事務局より説明をお願いします。

長奥中央図書館副館長。

(長奥中央図書館副館長)

図書館副館長、長奥でございます。議案第31号、丹波市立図書館長の任命について、御説明を申し上げます。

丹波市立図書館の館長につきまして、令和2年3月31日をもって任期満了となるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第34条の規定により、細見正敏氏を再任として館長に任命するものでございます。

任期は、令和2年4月1日から令和3年3月31日でございます。

以上、御審議賜りますようお願い申し上げます。

(岸田教育長)

説明が終わりました。何か御質問ありませんでしょうか。

ないようですので、採決をいたします。

議案第31号、丹波市立図書館長の任命についてを採決いたします。

同意される委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(岸田教育長)

ありがとうございました。全員の挙手を認めます。
よって、議案第31号、丹波市立図書館長の任命についてを承認いたします。

議案第32号 丹波市立図書館協議会委員の任命について

(岸田教育長)

続きまして、議案第32号、丹波市立図書館協議会委員の任命について、事務局より説明をお願いします。
長奥中央図書館副館長。

(長奥中央図書館副館長)

中央図書館副館長、長奥でございます。議案第32号、丹波市立図書館協議会委員の任命について、御説明申し上げます。

丹波市立図書館協議会委員の任期が、令和2年3月31日をもって任期満了となるため、丹波市立図書館条例第6条第1項の規定により、任命するものでございます。

協議会委員は10名と考えておりますが、今回の提案につきましては、8名の委員となっております。あとの2名につきましては、小学校から図書部会の代表者、また、中学校から図書部会の代表者を学校教育関係者として任命させていただく予定でございますが、この4月の異動に伴い、その役職が決まっておりませんので、確認ができ次第、改めて議案提案をさせていただくものでございます。

なお、今回、社会教育関係者として、藤原廣宣様、家庭教育向上に資する活動を行う者として、常石孝子様を、それと、識見を有する者として、吉住美代様を、また、公募による市民として久下悟様を新しく委員として選出させていただいております。

なお、藤原廣宣様につきましては、元学校教諭の方で、社会教育関係に携われておられる方でございます。それから、常石孝子様につきましては、読み聞かせグループの代表者で、図書館サポーターもお世話になってお方でございます。それと、吉住美代様につきましては、元幼稚園教諭でございます。

以上、簡単ですが、新規の委員さんの御紹介をさせていただいております。

(岸田教育長)

説明が終わりました。何か御質問ありませんでしょうか。
なければ、採決いたします。
議案第32号、丹波市立図書館協議会委員の任命についてを採決いたします。
同意される委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(岸田教育長)

全員の挙手を認めます。
よって、議案第32号、丹波市立図書館協議会委員の任命についてを承認いたします。

議案第33号 丹波市立学校における学校運営協議会委員の任命について

(岸田教育長)

続いて、追加議案となりますが、議案第33号、丹波市立学校における学校運営協議会委員の任命について事務局より説明をお願いいたします。
足立次長兼学校教育課長。

(足立教育部次長兼学校教育課長)

次長兼学校教育課長の足立でございます。議案第33号、丹波市立学校における学校運営協議会委員の任命について御説明申し上げます。別冊資料36ページ以降を御覧ください。

非常に人数が多いので、時間がかかるかもしれないのですが、丹波市立学校における学校運営協議会委員の設置に関する規則第4条第1項の規定により、22校区の学校運営協議会の委員について、学校長から申し出がございました。

全ての校区において、学校の実態に応じ、運営協議会の充実を図るために必要な地域人材、PTA、民生委員、自治振興会長、学校支援コーディネーターが含まれ、かつ、男女の委員の有無、15人以内等の条件を満たしておりました。学校長に聞いたところ、全て必要な、学校運営協議会を運営していくのに推進に当たって必要な人材だということは、校長から聞いた上で適当と認めましたので、御審議の上、任命いただきますよう、よろしく願いいたします。以上でございます。

(岸田教育長)

委員の名簿等、今、説明が終わりましたが、何か御質問等ありませんでしょうか。

足立次長兼学校教育課長。

(足立教育部次長兼学校教育課長)

補足でございますが、委員については、現在、この名簿で提出いただいているのですが、4月になり、役職が変わって、名前が入れ替わることもございますので、その際は、また御報告をさせていただきたいと思っております。以上です。

(岸田教育長)

ほかに何かありませんでしょうか。

1点だけよろしいか。前山ですけど、11人中、学校が5名ということで、他校に比べると、半数を教職員が占めているということについては、何か問い合わせされましたか。

足立次長兼学校教育課長。

(足立教育部次長兼学校教育課長)

その点については、学校教育課としても、少し気になることがありましたので、学校長のほうに問い合わせをしましたところ、やはりこの人数、教職員のメンバーについても、学校運営協議会の下部組織の運営に当たって必要な先生方だということなので、ぜひ入れてほしいということを校長は申しておりました。以上でございます。

(岸田教育長)

だから、15人まで、多いところは行けるわけですので、先生が入ることは良いのですが、地域や保護者の数が減ることになるので、それを増やすというような指導はされなかったのですか。

足立次長兼学校教育課長。

(足立教育部次長兼学校教育課長)

その点についても、校長には指導しましたが、校長としては、今のところは、この人数でいきたいという意向は持っておりました。以上です。

(岸田教育長)

くどいようですが、いきたい理由は何ですか。

足立次長兼学校教育課長。

(足立教育部次長兼学校教育課長)

次長兼学校教育課長の足立でございます。現在のところ、学校運営協議会を推進しているところですが、この人数と先生方のメンバーで、順調に進んでいるということで、校長からも聞いております。ただし、今、教育

長からも話がありましたので、再度、本当にこれで運営ができるのかについては、確認したいと思っております。以上です。

(岸田教育長)

ただ、南小学校、43ページですと、たしか、ここも小学校の先生が6人出ておられますが、地域の方が9名、出ているということで、15名体制にされていますので、運営協議会の内容を考えると、もう少し増えても良いのかなというように思います。今後、メンバーについては、役職も変わったということが、先ほどもありましたので、もし、差し替え等がある場合については、また4月にお問い合わせできたらと思いますが、どうでしょうか。

足立次長兼学校教育課長。

(足立教育部次長兼学校教育課長)

次長兼学校教育課長の足立でございます。その点につきましては、もう一度確認させていただいて、本当に学校の推進運営協議会がきちんと推進できる形でメンバー構成について、再度、校長と相談しまして、差し替え等がある場合は、また4月の際に提出させていただきたいと思っております。以上です。

(岸田教育長)

ほかに何かありませんか。なければ、採決してもよろしいでしょうか。それでは、採決をいたします。

議案第33号、丹波市立学校における学校運営協議会委員の任命についてを採決いたします。

同意される委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(岸田教育長)

ありがとうございました。全員の挙手を認めます。

よって、議案第33号、丹波市立学校における学校運営協議会委員の任命についてを承認いたします。

ここで、暫時休憩します。

(休憩)

日程第6

その他

(1) 令和元年度末教職員人事異動概要について

(岸田教育長)

それでは、再開いたします。

日程第6、その他に入ります。追加案件となります。(1) 令和元年度末教職員人事異動概要について、説明をお願いします。

足立次長兼学校教育課長。

(足立教育部次長兼学校教育課長)

次長兼学校教育課長の足立でございます。それでは、令和元年度末教職員人事異動について、概要を報告させていただきます。別冊資料59ページ以降を御覧ください。

内示は、3月23日の午後3時、教育委員会にて行いました。令和2年度の丹波市内小中学校の管理職の配置は、そこに示しているようになっております。

異動の状況について説明させていただきます。60ページ、61ページを御覧ください。

令和元年度末人事異動は、総勢小学校72名、中学校37名でございます。

す。

次に、項目ごとに報告させていただきます。

管理職及び管外転出入教職員、新規採用教職員、退職教職員につきましては、名前の後に学校名を括弧書きで表記しております。1、まず、採用、昇任についてでございます。小学校は6名、中学校は5名でございます。続きまして、配置転換でございます。小学校は39名、中学校23名となっております。続きまして、転入は、小学校5名でございます。転出につきましては、小学校5名、中学校2名となっております。

続きまして、新規採用教職員でございます。小学校9名、中学校2名でございます。小学校の教員につきましては、新卒者3名、講師経験がある方が4名、他府県現職が1名となっております。小学校養護教諭1名は、臨時講師の経験がございます。中学校は、新卒者が2名、新規採用者1名、計2名でございます。1名は講師経験がございます。教科は、英語と音楽となっております。

続きまして、退職者は、小学校が8名、中学校5名となっております。

以上で、人事異動の報告とさせていただきます。

今年度の人事異動につきましては、正規職員の代わりとなる臨時講師の数が足りず、内示のぎりぎりまで配置ができない状況が続いたことが大きな課題となっております。教職員の希望者も減少しており、臨時講師の確保や教職員の質の低下が心配される状況が今後も続くのではないかと危惧しております。丹波市教育委員会としましては、臨時講師の募集、広報の工夫等で、今後、改善等を進めてまいりたいと考えております。以上、報告とさせていただきます。

(岸田教育長)

何かありますか、御質問。

管理職につきましては、今後、令和2年度からですが、今まで、2年で校長が替わることが非常に多かったです。落ち着いて学校経営をするには最低でも3年、私も経験上要ると思いますので、3年から4年は一つの学校で校長として経営をしてもらったほうが良いのではないかとこの考え方を思っております。そういう中で、中学校については、今回1人も異動していないというような状況になっています。

教頭につきましては、これから校長を目指す人ですので、2年で交代してもらいたいということ、この間も校長会でもその様なお話をさせていただいたところです。

それから、ここには出ておりませんが、今年は校長の退職者が1名ということ。その年によって、1名ですと校長になれるのが1人ということになる。来年は5人辞めますけど、そうすると、今度は5人になれるよということ、そうすると、公平感がないということ、今年は、交流人事ですね。校長で2名、管外で校長をしてもらいます。それから、教頭についても2名、管外で教頭をもらうということ、結局、全部で、校長、教頭ですけど、この間、新任管理職の研修会をしたのですが、校長、教頭入れて7名の新任を輩出して、そのうち4名は管外で引き受けていただいている状況があります。ただし、その管外へ行った方には、2年では必ず丹波に戻って来てもらうという約束で行っていただいているということだけ、補足しておきます。

ほかにありませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、これ、解禁がいつでしたか。

(足立教育部次長兼学校教育課長)

31日です。

(岸田教育長)

31日ですので、また御留意ください。

それでは、その他、これも追加になりますが、コロナウイルスの対応につきましてお伝えします。

足立教育総務課長。

(足立教育総務課長)

教育総務課長、足立です。それでは、別冊の資料になります。学校関係者に新型コロナウイルス感染者が出た場合の対応についてということでの資料でございます。

この資料につきましては、先日の第12回、市の対策本部会議、そして本日の議員総会の資料でも同じものを提出しており、教育長から説明をいただいておりますので、教育委員さんにも情報共有して、協議をいただきたいということで、御説明を申し上げます。

この考え方につきましては、令和2年3月25日時点ということで、時点時点で変わっていくものということで、御理解をいただきたいと思ます。

基本的な考え方としましては、学校関係者の感染が判明した場合、及び濃厚接触者と特定された場合には、市の健康部及び丹波健康福祉事務所の指導のもとに、3以下の対応を行うということの基本しております。

2のほうでは、学校関係者の定義としておりますが、学校関係者とは、小中学校の児童生徒及び教職員をいうということで、保護者等は、ここには一旦、含めておりません。

それから、3番の学校関係者に感染が確認された場合の対応ということで、(1)では児童生徒に感染が確認された場合は、当該児童生徒の在籍する学級もしくは学年を閉鎖、または、当該児童生徒の在籍する学校を臨時休校とするということで、学級閉鎖、もしくは臨時休業ということです。

そして、(2)の教職員に感染が確認された場合は、これは、当該教職員の在籍する学校を臨時休業とするということです。(3)の臨時休業等の期間ですが、これは、感染が確認された日から2週間ということにしております。

そして、次に4番では、学校関係者が濃厚接触者と判断、また、特定された場合の対応は、(1)で児童生徒の場合は、当該児童生徒を出席停止とする。教職員の場合は、当該教職員を出勤停止とするということで、この期間につきましては、感染者と最後に濃厚接触をした日から2週間とするということで挙げさせていただいております。これは、県の考え方、あるいは、国の考え方に準じたものであります。

次に5番で、臨時休業中等の対応としましては、1番では、専門業者による校内の消毒、そして、2番では、電話連絡等による児童生徒の健康観察、そして、3番は、学校給食における食材ロスへの対応、そして、4番では、アフタースクールについては、インフルエンザ等と同じく、これは閉所をしていくと、当該学級、もしくは当該学校について閉所をするということでございます。

そして、次のページに移っていただいて、6番として、市内感染者が学校関係者でない場合は、臨時休業の措置は取らないということですが、次の7番で書かせていただいておりますが、(1)で、現状では、学校関係者であるかないかという、この特定が非常に難しいというか、個人情報の関係から公表がされにくいというところがありますので、児童生徒または教職員が感染もしくは濃厚接触者と確認された場合は、これは自主的に速やかに学校に連絡をいただくようにするというので、今後の校長会等でもこのことを周知していくことに努めていくようにしていきます。

(2)では、上記1の疑いや症状に不安がある場合は、帰国者・接触者相談センターへの相談を行わせていただくということなんです。

そして、8番では、想定される課題というところですが、先ほども言い

ましたが、(1)では、感染者が学校関係者であることを特定することが大きな課題になってくるかなというところ、それから、2番では、専門業者による消毒をしていくには、その費用が課題になってきます。そしてまた、学校給食の食材ロスへの対応というのも課題として想定をしております。現時点では、そういった対応を取りますが、現時点では、まだそういった感染者がございませんけども、今後出てきた場合に、これを基本に健康部、あるいは健康福祉事務所の指導のもとに対応していきたいということで考えております。

また、3ページ以下には、3月24日付で文部科学省から出ております教育活動の再開等についての通知として、学校再開のガイドラインであるとか、休業の考え方が、臨時休業の実施に関するガイドラインが出ておりますので、参考としてつけさせていただきます。以上でございます。

(岸田教育長)

何か御質問、御意見ありませんでしょうか。
深田教育長職務代理者。

(深田教育長職務代理者)

深田です。子ども達の場合は、出席停止というようなことで対応できると思うのですが、先生方に出たり、あるいは、市の職員もそうだと思いますが、服務については、病休にしたり、特別休暇にしたり、専免にしたりというようなことがありますように、丹波市、あるいは丹波市教育委員会としては、何かその方向は決まっているのでしょうか。

(岸田教育長)

後ろに書いているように、発熱した場合は、今はもう特別休暇で該当します。感染した場合については、職専免で対応するということになると思います。市の職員については、特別休暇で全て対応すると聞いています。

ほか、何かありますか。これも臨時教育委員会等々で、今後また検討いただきたいとは思っております。ただ、この間の対策本部会議の中で、感染者が出てない場合は分かったけれど、出た場合はどうするのですかという投げかけがあり、答える必要があったので、第12回の対策本部会議の中での資料として作ったものです。まだ完璧なものではありませんので、今後、ほかの様子を見ながら考えていかなければいけない。

今日、議会にもこれを報告させていただいて、学校関係者というのは、給食調理員とか、あるいは、見守り隊まで入るのではないですかという話もありましたが、そこまで入れるともう対応ができないというように現在、考えていますので、例えば、見守り隊の人から子ども達が感染した場合でも、児童生徒に感染が確認された場合になりますし、濃厚接触者ということで、新型インフルエンザと同じような対応をまずしたいということで、関係者についてはこの様にしています。

あと、学力保障はどうなるのですかという質問もありました。例えば、学級閉鎖したら2週間休むので、その間どうするのですかという、こういう問題もまた出てこようかと思えます。これについても、今日はもう時間がないので、またこれをもとに、こういうことも必要ではないですかということがありましたら、御意見を頂きたいと思えます。これについてはよろしいですか。

あと、また、校長会が4月3日にあるので、そのときにも少し話をしようと思っているのですが、4月7日から再開をするわけですけど、決して安全な再開ではない。危惧されるのは、学校を再開して、仮に学校で感染した場合、中には、保護者が、衛生上の対応が悪かったのではないですかと、なぜうちの子は感染したのですかという、学校へ責任を求める親も出てこないとも限らない。やはり、100%防げるものではないということは、保護者にも十分理解を頂いておく必要があるので、4月7日の再開に

向けて、再度、保護者への周知が要るかもしれないとは思っています。あと、御意見があればお願いしたいのですが。

体調管理、登校する前の体調管理をよろしくお願ひしますとか、検温をお願ひしますとか、再度、周知徹底をしておく必要があるのかなど。その中に、100%防げるものではありませんという、全力で感染予防に努めますがということも書いておく必要があるのではないかなど思っております。やはり学校をある意味、守るという意味では、そういう文書も要るのでないかということをお願ひしているのが一つ。

それから、もう一つは、子ども達にフラストレーションが溜まっていますので、いじめとかトラブルが起きないか。例えば、ぜんそくや花粉症などでせき込む子がいたり、あるいは、マスクを用意できない子がいたりした場合に、そういう子がターゲットにならないようにケアを十分、子ども達を見ておくということも学校にお願ひしておかなければいけないのではないかなどいうのを今、思っております。できるだけ子ども達がスムーズに学校再開へ向けて登校できるようにしていきたいと考えています。

あと、この件、事務局のほうで補足ないですかね。

藤原教育部長。

(藤原教育部長)

教育部長です。今日の議員総会の中でも話をしていたのですが、マスクでありますとか消毒液、それから、検温計、また、先ほども言っていました、もし感染者が出た場合の消毒についての補正予算を4月に上げるというふうな方向性で準備をするようにということになっておりますので、それについては、早急に手続を取りたいと思っております。中には、マスク等がないという状況だけれども、発注を何とかかけられるようなことができないかということがありましたので、教育委員会として、その辺りの対応をできる精一杯の努力はしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

(岸田教育長)

ほか、ありませんか、コロナの件で。

ないようでしたら、その他の項を終わりたいと思います。

日程第7

次回定例教育委員会の開催日程

(岸田教育長)

続きまして、日程第7、次回定例教育委員会の開催日程について、事務局よりお願ひいたします。

足立教育総務課長。

(足立教育総務課長)

教育総務課長、足立です。次回の定例教育委員会は、4月28日火曜日午前9時からの開催でお諮りします。会場につきましては、市役所山南庁舎教育委員会会議室での開催でお願ひいたします。事務局からは以上です。

(岸田教育長)

各委員の御都合、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今回は4月28日火曜日午前9時から、この場所において開催をいたします。

以上をもちまして、遅くなりましたけれども、全日程が終了いたしましたので、本日の定例教育委員会を閉会とします。お疲れさまでした。